

(表)
市 営 住 宅 請 書

所在地	尾道市		
住宅名	住宅 号棟 号		
敷金額	入居許可のあった日の家賃		
円	月額	円	
入居可能日	家賃納付期限		
年 月 日	毎 月 末 日		

上記の市営住宅の入居に当たっては、次の事項を堅く遵守します。

- 1 尾道市営住宅設置、整備及び管理条例、尾道市営住宅設置、整備及び管理条例施行規則を遵守すること。
 - (1) 家賃は、毎月納付期限までに納付し、延納しないこと。
 - (2) 権利譲渡及び承認なく一部転貸はしないこと。
 - (3) 承認なく住宅の用途変更、増築、模様替等一切しないこと。
 - (4) 周辺の環境を乱し、又は鳥獣類を飼うことなど、他に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (5) その他市営住宅の正常な維持に努めること。
- 2 裏面の事項を理解し、保証契約の正常な維持に努めること。
- 3 入居資格者及び連帯保証人の情報について、関係機関・部署に照会することについて同意すること。
- 4 その他市の住宅監理員等の指示に従うこと。

年 月 日

尾道市長 様

入居者	ふりがな		T E L	
	氏 名		生年月日	

上記の者が尾道市営住宅に入居した上は、裏面の事項を理解し、連帯保証人となり、入居者と連帯して極度額（入居時（承継による入居を含む。）の家賃の13月分に相当する額）の範囲内で家賃及び損害賠償等の一切の債務を負担します。

連帯保証人	現住所	〒	TEL	
	勤務先		TEL	
	ふりがな		生年月日	
	氏 名		入居者との続柄	

*添付書類

- 1 連帯保証人の所得証明書等（連帯保証人は、入居者と同等以上の収入があること。）
- 2 連帯保証人の印鑑登録証明書（連帯保証人の印鑑は、印鑑登録のしてあるものを使用すること。）

(裏)

1 連帯保証人の資格

- (1) 未成年者でなく、独立の生計を営む者であること。
- (2) 入居者と同程度以上の収入を有する者であること。
- (3) 市営住宅の入居者又は過去に入居していた者にあつては、市営住宅の家賃を滞納していないこと。

2 入居に当たっての注意事項

入居に当たっては、関係法令を遵守するとともに、入居時に配布する「住まいのしおり」の内容を守ってください。

3 入居者の費用負担（次の費用は入居者の負担となります。）

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設、エレベーター又は給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用
- (4) 畳の表替え及びふすまの張替えに要する費用
(退去時に通常の使用による損耗のみ生じている場合についても行うこととしている畳の表替え及びふすまの張替えに要する費用を含む。)
- (5) 破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- (6) その他の市長が定める費用

4 連帯保証人の責務

- (1) 市営住宅における連帯保証人は、入居者と連帯して極度額（入居時（承継による入居を含む。）の家賃の13月分に相当する額）の範囲内で家賃、損害賠償等の一切の債務を負担することとなり、入居者と同等の債務責任を負うものとなります。
- (2) 連帯保証人は、入居者と同等の債務者であり、自己への家賃その他の請求を拒むことはできません。
- (3) 連帯保証人を辞退する場合は、入居者が、市営住宅連帯保証人変更届及び新たに連帯保証人の資格を有している方が署名し、実印を押した市営住宅請書を、必要な添付書類とともに提出する必要があります。
- (4) 連帯保証人は、入居者が新たな連帯保証人を立てることができない場合は、連帯保証人を辞退することができません。
- (5) 連帯保証人の氏名、住所等に変更があつた場合は、入居者が速やかに市営住宅連帯保証人変更届を、変更内容を証明する書類とともに提出する必要があります。

5 入居者の心得

- (1) 連帯保証人が負担する債務の元本は、連帯保証人が死亡したときに確定します。
- (2) 入居者は、連帯保証人の死亡や破産等があつた場合は、速やかに市営住宅連帯保証人変更届及び新たに連帯保証人の資格を有している方が署名し、実印を押した市営住宅請書を、必要な添付書類とともに提出する必要があります。